

厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、教育施設等で就労する幼稚園教諭等に対し、予算の範囲内において厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育施設等 市内において法人又は個人が運営する幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立幼稚園をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき認定を受けている施設をいう。）

(2) 幼稚園教諭等 次に掲げる者をいう。

ア 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく保育士資格を有する者

ウ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士資格を有する者

エ 次に掲げる免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく免許をいう。）を有する者

(ア) 保健師

(イ) 看護師

(3) 常勤 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）が、教育施設等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務している勤務形態をいう。

(4) 基準期間 給付金の交付を受ける年度の4月1日（以下「基準日」という。）から9月30日までの期間をいう。

(5) 育児休業等 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）に基づく休業又は就業規則（幼稚園教諭等を直接雇用する事業者が労働条件、職場内の規律等を定めたものをいう。）に基づく私傷病の療養のための休業若しくは休暇（基準期間内に合計で20日を超えるものに限る。）をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、幼稚園教諭等であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 基準日に教育施設等で常勤として就労し、当該教育施設等の勤務開始年月日（常勤の幼稚園教諭等として勤務を開始した年月日をいう。）から基準日の前日までの期間における常勤としての勤続年数が5年未満であること。

(2) 育児休業等を基準期間に取得していないこと。

2 前項第1号の勤続年数の計算に当たっては、同一法人内における施設間の異動については、勤続年数を合算するものとし、育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業した期間については、勤続年数から減算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による給付金の交付を受けたことがある者については、対象者としなない。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が前年度と同一法人又は教育施設等に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行うときは、この限りでない。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、年額15万円とする。

2 給付金の交付は、5回を限度とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第2号に掲げる資格を証する書類の写し

(2) 在職証明書

2 前項の規定による申請の期限は、毎年度11月末日までとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、給付金の交付を決定したときは厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に給付金を振り込むものとする。

(給付金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、厚木市幼

稚園教諭等就労応援給付金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付した給付金の返還を請求するときは、厚木市幼稚園教諭等就労応援給付金返還請求書により交付決定者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。